

# 令和8年度東京学芸大学学部研究生出願要項 (委託研究生用)

## 1 出願等の概要

- (1) 委託研究生は、委託機関(国、地方公共団体、その他の教育機関又はそれに準ずるものとして本学が適当と認めた機関)から派遣された者が、指導教員の指導のもとに、特定の専門事項について研究するものとする(以下「委託研究生」を「研究生」という。)
- (2) 研究生として出願する者は、**出願前に必ず希望する指導教員の面接等を受け、承認を得ることとする。**
- (3) 研究生の在学期間は、3ヶ月以上1年以内とし、年度を超えることはできない。  
また、研究開始日は月の初日、研究終了日は月の末日とする。
- (4) 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。
- (5) 研究生の願い出により、研究題目及び研究期間等について、本学所定の証明書を交付する。
- (6) 研究生の検定料、入学料及び授業料は、次のとおりである。

- ① 検定料 9,800円
- ② 入学料 84,600円
- ③ 授業料 29,700円(月額)

※上記金額を改定することがある。

- 【注】1. 検定料は、本学所定の「入学検定料振込依頼書」により、出願期間前までに指定の口座に振り込むこと。銀行等(ゆうちょ銀行は不可)の窓口で振り込み、ATM(現金自動振込機)は利用しないこと。振り込み後、返却された「入学検定料納入済票」を願書の所定の欄に貼付する。
2. **現職教育のため、任命権者の命により派遣された教職員である研究生の検定料、入学料、授業料は、徴収しない(なお、法令等に指示のある場合を除く)。**
  3. いったん納入した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。
- (7) 研究生の実験及び実習に要する費用は、研究生の負担とする。
  - (8) 研究生が授業の聴講を希望する場合は、指導教員と授業担当教員の承認を必要とする。  
ただし、聴講が認められた場合も単位として認定されないので注意すること。

## 2 出願資格

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者  
(この号に該当し出願する場合は、個別の出願資格審査を要する場合がある。)

## 3 出願書類等

- (1) 委託機関の長から本学学長あての依頼状(公文書) 1通
- (2) 研究生願書(本学所定のもので、「希望指導教員名」の欄に当該教員の署名・捺印を得たもの) 1通
- (3) 所属長の本人に関する調査書(本学所定のもの) 1通

#### 4 出願方法

原則として郵送にて研究開始日の40日前までに出願すること。

郵送先 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1  
東京学芸大学 学務部学務課 総務係 [電話:042(329)7176]

【注】 出願書類の不足や記入漏れ等が無いよう十分にご注意ください。万一、検定料・出願書類の不備や記入漏れがあった場合には、出願自体を受理できない可能性があります。

#### 5 受入に関する回答

受入に関する回答は、委託機関の長あてに通知する。

#### 6 入学に関する事務手続

研究期間初日に学務課総務係にて入学に関する事務手続きを済ませること。